

(一社) しんきん保証基金保証付 教育ローン

商品名	教育ローン
対象者	・日本国籍を有している方、または日本に永住することを許可されている方 ・当金庫の会員資格を有する個人の方 (1) 当金庫の営業地区（神奈川県横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡、高座郡、愛甲郡愛川町、東京都大田区、東京都町田市）に居住している方 (2) 当金庫の営業地区内の事業所に勤務している方 (3) 当金庫の営業地区内に事業所を有する会社役員の方 ・満20歳以上の方 ・安定継続した収入のある方 ・健康保険制度に加入している方 ・反社会的勢力に該当しない方 ・(一社) しんきん保証基金の保証を受けられる方 (注) 営業地区内であっても、住所・勤務地が取扱店舗から遠方の場合、取扱できないことがあります。
資金使途	(1) 入学金、授業料、設備費の学校に納付する資金 (2) 就学に付随してかかる付帯費用 (3) 上記に伴う関連費用（書籍代、下宿代、制服等） (注) (1) (2) に関しては支払済み資金も取扱可能（申込日時点で納付日から3ヶ月以内のものに限ります）
融資金額	1万円以上1,000万円以内
融資期間	3ヶ月以上16年以内
融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ・お取引内容により優遇金利を適用することもできます。
返済方法	・毎月元利均等割賦返済とし、ご融資額の50%を限度としてボーナス併用返済もご利用いただけます。 ・融資日から卒業予定月まで（最長6年）を上限として元金返済の据え置きも可能です。ただし、据え置き期間中も利息については毎月お支払いいただきます。
返済日	お客様の任意の日
団体信用生命保険	なし
保証人・担保	不要です（但し、(一社) しんきん保証基金の保証が必要となります）。

手数料・保証料	・ご融資実行時に新規実行手数料2, 200円（消費税込）をご負担いただきます。また、契約書印紙代をご負担いただきます。 ・保証料は当金庫が負担します。
必要書類	・顔写真付の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等） ・収入証明書類（源泉徴収票、確定申告書控等） ・資金使途確認書類（請求書・学校振込用紙等） ・借り換えの場合は返済予定表、返済用通帳写し 等
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-828-833）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 神奈川県弁護士会（電話：045-211-7716）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお問い合わせください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
その他	・お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ・印紙税が別途必要となります。 ・融資金は原則として学校等への振込みによってお支払いいただきます。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算については、当金庫の本支店にお問い合わせください。

